

公立学校共済組合貸付規程

平成30年12月28日全部改正

改正 令和4年3月25日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項第4号及び公立学校共済組合定款（以下「定款」という。）第27条第3号の規定に基づき、公立学校共済組合が行う組合員に対する貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再任用組合員等 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4の規定により採用された職員その他の組合員であって、規則で定める者をいう。
- (2) 任意継続組合員 法第144条の2第1項に規定する任意継続組合員をいう。
- (3) 組合員期間 法第40条（第4項を除く。）の規定により計算した期間をいう。
- (4) 給料月額 地公法第25条第3項第1項に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第10条の規定に相当する条例の規定により支給される給料の調整額及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する教職調整額を加えて得た額（規則で定める者にあつては、これに相当するものとして規則で定める額）であつて貸付けの申込み時の額をいう。
- (5) ボーナス 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当又はこれに相当する手当をいう。
- (6) 被扶養者 法第2条第1項第2号に規定する被扶養者をいう。
- (7) 退職手当 地方自治法第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当をいう。
- (8) 第2号貸付利率 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第13条第1項第2号の規定に基づき文部科学大臣が定める利率であつて、各月の初日に適用されているものをいう。

(財源)

第3条 貸付金の財源は、退職等年金経理及び短期経理からの借入金をもって充てるものとする。

(貸付事業の事務)

第4条 支部長は、公立学校共済組合運営規則（昭和38年2月25日制定）第5条第1項第5号の規定に基づき、この規程の定めるところにより、当該支部に属する組合員に対する貸付事業に係る事務を行う。

(貸付けの種類)

第5条 貸付けの種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める場合に行うことができるものとする。

- (1) 一般貸付け 組合員（再任用組合員等及び任意継続組合員を除く。次号から第8号までにおいて同じ。）が臨時に資金を必要とする場合
- (2) 教育貸付け 組合員又はその被扶養者若しくは子、孫若しくは兄弟姉妹で被扶養者でない者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校その他の教育機関で規則で定めるものに入学者、又はそれらの教育機関で修学するため組合員が資金を必要とする場合
- (3) 災害貸付け 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため組合員が資金を必要とする場合
- (4) 医療貸付け 組合員又はその被扶養者若しくは配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）で被扶養者でない者が療養（第10号の高額医療貸付けの対象となる療養を除く。）を受けるため組合員が資金を必要とする場合
- (5) 結婚貸付け 組合員又はその子が結婚するため組合員が資金を必要とする場合
- (6) 葬祭貸付け 組合員がその被扶養者又は配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）で被扶養者でない者の葬祭を行うため資金を必要とする場合
- (7) 住宅貸付け 組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修（以下「住宅の新築等」という。）をするため資金を必要とする場合
- (8) 住宅災害貸付け 組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、住宅の新築等をするため資金を必要とする場合
- (9) 特別貸付け 再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合
- (10) 高額医療貸付け 法第62条の2に規定する高額療養費の支給の対象となる療養を受けるため組合員が資金を必要とする場合
- (11) 出産貸付け 法第63条に規定する出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産（出産費等の直接支払制度の適用を受ける出産を除く。）に係る支払のため組合員が資金を必要とする場合

(貸付けを行うことができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、貸付け（高額医療貸付け及

び出産貸付けを除く。)を行わない。

- (1) 貸付申込みの日において、その日の属する月の末日まで引き続き組合員であるとみなして計算した場合の組合員期間が6月未満の者（任意継続組合員を除く。）
- (2) 償還を受けることが困難であると認められる者として規則で定める者

第2章 普通貸付け

第1節 貸付け

(貸付金の限度額)

第7条 一般貸付け、教育貸付け、災害貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け、住宅貸付け及び住宅災害貸付け（以下「普通貸付け」と総称する。）の貸付金の最高限度額は、それぞれ次に掲げる金額とする。

- (1) 一般貸付け 200万円
- (2) 教育貸付け 550万円
- (3) 災害貸付け 200万円
- (4) 医療貸付け 120万円
- (5) 結婚貸付け 200万円
- (6) 葬祭貸付け 200万円
- (7) 住宅貸付け 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額（以下この条において「住宅貸付けの基本限度額」という。）。ただし、その額が1,800万円を超えるときは、1,800万円とする。

イ 貸付けを申し込む者（以下「申込人」という。）の給料月額に、次の表の左欄に掲げる当該申込人の申込みの時における組合員期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を乗じて得た額

組合員期間	乗じる数
3年未満	10
3年以上 5年未満	15
5年以上 10年未満	25
10年以上 20年未満	35
20年以上	45

ロ 申込人が申込みの時において自己都合により退職するとしたならば受けることのできる退職手当の額

- (8) 住宅災害貸付け 住宅貸付けの基本限度額に2を乗じて得た額。ただし、その額が1,900万円を超えるときは、1,900万円とする。

2 普通貸付け（住宅貸付け及び住宅災害貸付けを除く。以下この項において同じ

。)の貸付けの決定を受け、貸付金の交付を受けた者(以下「借受人」という。)が他の種類の普通貸付けの貸付けを受けようとする場合において、既に貸付けを受けている普通貸付けの未償還元金の額(複数の種類の普通貸付けを借り受けている場合には、それらの未償還元金の合計額。以下この条において同じ。)と前項に規定する当該他の種類の普通貸付けの貸付金の最高限度額との合計額が700万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、700万円から当該未償還元金の額を減じて得た額を、当該他の種類の普通貸付けの貸付金の最高限度額とする。

3 住宅災害貸付けの借受人に新たに住宅貸付けを行う場合の貸付限度額は、第1項第7号の規定にかかわらず、同号の規定による貸付限度額から住宅災害貸付けの未償還元金の額を差し引いた額とする。

4 住宅貸付けで、組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害(第5条第8号に規定する損害を除く。)を受けたことによるものの貸付限度額は、第1項第7号の規定にかかわらず、住宅貸付けの基本限度額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、その額が1,800万円を超えるときは、1,800万円とする。

5 住宅貸付け又は住宅災害貸付けで、当該貸付けに係る住宅が要介護者に配慮した構造を有するもの又は介護に必要となる機器が設置されたもの(以下「在宅介護対応住宅」という。)であるものの貸付限度額は、第1項第7号及び第8号並びに第2項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に300万円を加えて得た額とする。

6 支部長は、当該支部における貸付事業資金に充当できる金額及び資金需要を考慮して必要と認める場合には、第1項第7号ただし書、同項第8号ただし書及び第4項ただし書に規定する貸付限度額並びに前項に規定する在宅介護対応住宅に係る加算額の額を引き下げることができる。

(貸付金の額の単位)

第8条 普通貸付けの貸付金の額は、10万円を単位とする。

(複数貸付け)

第9条 普通貸付けについては、同一の種類につき複数の貸付けを行うことができない。

(貸付金の利率)

第10条 普通貸付けの貸付金の利率は、一月につき、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ当該各号に定める率を12で除して得た率(当該率に小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てた率。以下この条及び第18条第2項において同じ。)とする。

(1) 次の二号に掲げる貸付け以外の貸付け 第2号貸付利率に0.26パーセントを加えて得た率

(2) 災害貸付け及び住宅災害貸付け 第2号貸付利率から0.07パーセントを減じて得た率

(3) 在宅介護対応住宅貸付け 第2号貸付利率

- 2 貸付金の利率は、第2号貸付利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後三月以内の日で理事長が定める日）から変動するものとする。
- 3 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日（以下「貸付日」という。）の属する月（以下「貸付月」という。）の翌月から起算し、償還の終了する日の属する月までの期間について行うものとする。
- 4 貸付金の利息の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（貸付けの申込み）

第11条 申込人は、所属所長を経由して支部長に貸付けの申込みをしなければならない。

（貸付けの審査）

第12条 支部長は、貸付けの申込みを受けたときは、当該支部における貸付事業の資金の状況及び貸付金の需要の見通しを考慮した上で、申込人が償還を継続する能力を有するか審査し、貸付けを行うかどうか、及び貸付けを行う場合における貸付額を決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けを行ってはならない。

- (1) この規程及び規則の規定に違反すると認めるとき。
 - (2) 申込人が規則で定める金融機関等から貸付けを受けている場合で、第14条第2項に規定する一回当たりの償還額の合計額に1.2を乗じて得た額と、同条第4項に規定する一回当たりの償還額の合計額に2を乗じて得た額の合計額に別に規則で定める額を加算した額が、申込人の給料月額に4.8を乗じて得た額を超えることとなるとき。
- 2 支部長は、貸付けを行わないと決定したとき、又は申込金額よりも少ない貸付額を決定したときは、その理由を付して所属所長を経由して申込人に通知する。

（借換え）

第13条 支部長は、普通貸付けの借受人が貸付金の額の増額を希望する場合には、当該普通貸付けの未償還元金を貸付金の額から差し引いて、同一の種類の新たな普通貸付けの貸付けを行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般貸付けについては、現に貸付けを受けている一般貸付けの貸付月の初日から起算して2年を経過する日までの間は、同項の規定による貸付けを行ってはならない。
- 3 住宅貸付けの借受人に対する住宅災害貸付けの貸付けについては、当該住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなして第1項の規定を適用する。

第2節 償還

（定期償還）

第14条 普通貸付けの借受人は、貸付月の翌月から、月賦により貸付金を償還しなければならない。

- 2 前項の規定による償還（以下「毎月償還」という。）の償還期間は、次表の左欄に掲げる貸付けの種類に応じ、同表の右欄に定める月数の範囲内で借受人の希望する月数の期間とする。ただし、一回当たりの償還額（既に貸付けを受けている他の種類の普通貸付けがある場合は、当該貸付けに係る償還額を加えた額。第12条第1項第2号及び本条第4項において同じ。）が当該借受人の給料月額に10分の3を乗じて得た額を超えることとなる償還期間とすることはできない。

貸付けの種類	月数
住宅貸付け及び住宅災害貸付け	360
教育貸付け	250
一般貸付け、災害貸付け、結婚貸付け及び葬祭貸付け	120
医療貸付け	110

- 3 普通貸付けで、その額が100万円以上であるものの借受人は、毎月償還と併せて、貸付月の翌月以後の最初のボーナス支給月（6月又は12月。以下同じ。）から、ボーナス支給月ごとに半年賦により貸付金を償還することができる。この場合において、当該半年賦による償還（以下「ボーナス償還」という。）に係る額は、貸付金の額の2分の1以内で50万円を単位とする額としなければならない。
- 4 ボーナス償還の償還期間は、貸付月の翌月から、当該普通貸付けに係る毎月償還の償還期間を6で除して得た回数の範囲内で借受人の希望する回数に対応するボーナス支給月までの期間とする。ただし、一回当たりの償還額が当該借受人の給料月額に10分の6を乗じて得た額を超えることとなる償還期間とすることはできない。
- 5 毎月償還及びボーナス償還（以下「定期償還」という。）は、元利均等償還の方法によるものとする。
- 6 定期償還の最終回を除く一回当たりの償還額は、貸付金の額に規則で定める賦金率表の当該償還期間に応じた賦金率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額。）とし、最終回の償還額は、最終回直前の償還後の未償還元金に第10条の規定により算定した利息を加えた額とする。

（償還金の払込み）

- 第15条** 前条に規定する償還は、毎月償還については当該月の給与支給日に、ボーナス償還については当該月のボーナスの支給日に、借受人の給与支給機関がそれぞれ借受人の給与又はボーナスから控除して支部長に払い込むことにより行うものとする。ただし、給与又はボーナスの全部又は一部が支給されないため、償還金を給与又はボーナスから控除することができない場合は、控除できない事実

が生じた月の末日までに借受人が支部長に当該償還金を払い込まなければならない。

(繰上償還)

第16条 借受人は第14条第1項及び第3項前段並びに次条第2項及び第18条第3項の規定にかかわらず、未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて償還すること（以下「繰上償還」という。）ができる。

2 未償還元利金の一部に係る繰上償還の償還額は、次の各号に掲げる償還方法の区分に応じ、当該各号に掲げる金額以上の額（1円単位）とする。この場合において、ボーナス併用償還（毎月償還にボーナス償還を併せて行う償還をいう。）にあつては、償還額の2分の1以上の額をボーナス償還に係る償還額としなければならない。

(1) 毎月償還 10万円

(2) ボーナス併用償還 20万円

3 未償還元利金の一部に係る繰上償還をした借受人は、当該繰上償還時における残りの償還期間を短縮することができる。この場合において、ボーナス併用償還にあつては、ボーナス償還の償還期間を毎月償還の償還期間の範囲内としなければならない。

4 前項の規定による償還期間の短縮については、第14条第2項、第4項及び第6項の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「給料月額」とあるのは「繰上償還申出時の給料月額」と、同条第2項中「同表の右欄に定める月数」とあるのは「未償還月数」と、同条第4項中「毎月償還の償還期間を6で除して得た回数」とあるのは「第16条第2項の規定による繰上償還後の毎月償還の未償還期間を6で除して得た回数」と、同条第6項中「貸付金の額」とあるのは「未償還元金」と読み替えるものとする。

(償還の猶予)

第17条 借受人が、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている場合その他の規則で定める事由に該当した場合において、償還の猶予を希望する旨の申出をしたときは、支部長は、第14条第1項及び第3項の規定にかかわらず、申出のあった日の属する月の翌月から規則で定める期間の範囲内において借受人が希望する期間、償還を猶予することができる。

2 前項の規定により償還を猶予された期間における償還額については、規則で定める方法により償還しなければならない。

(激甚災害に係る償還の特例)

第18条 住宅災害貸付けで、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けたことを事由とするものの借受人が、償還の猶予を希望する旨の申出をした場合は、第15条の

規定にかかわらず、支部長は、3年を限度として借受人が希望する期間、元金の償還を猶予することができる。

2 前項の規定により元金の償還を猶予した期間（次項及び第4項において「元金猶予期間」という。）に係る利率は、第10条第1項第2号の規定にかかわらず、一月につき第2号貸付利率から0.28パーセントを減じて得た率を12で除して得た率とする。

3 第1項の規定により元金の償還を猶予された借受人は、元金猶予期間に係る利息については、貸付月の翌月から毎月償還しなければならない。

4 元金猶予期間が満了した時における償還期間は、第14条第2項又は第4項の規定による償還期間とする。

（即時償還）

第19条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第15条の規定にかかわらず、直ちに、未償還元利金の全額を償還しなければならない。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、この限りでない。

（1）組合員の資格を喪失したとき。

（2）退職手当の支給を受けることができるとき。

（3）申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。

（4）住宅貸付け又は住宅災害貸付けについて、当該貸付けに係る住宅の新築等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、当該住宅の新築等に確実性がないと認められたとき。

（5）その他この規程又は規則に違反したとき。

（繰上償還等の算定の基礎期間）

第20条 繰上償還又は前条の規定による償還の場合の算定の基礎となる期間は、最後に払い込まれた定期償還の償還期限の翌日から起算し、その期間に一月未満の端数があるときは、その端数を一月として計算する。

第3節 保険

（貸付保険）

第21条 組合員は、第5条第1号から第9号までの貸付けを受けるに当たっては、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める組合が契約している貸付保険の適用を受けなければならない。

（1）次号に掲げる貸付け以外の貸付け 官公庁等共済組合一般資金貸付保険

（2）住宅貸付け及び住宅災害貸付け 官公庁等共済組合住宅資金貸付保険

2 前項の規定により貸付保険の適用を受ける借受人は、当該貸付保険の保険料相当額のうち、その者が受けた貸付けの貸付金に係る保険料充当額として規則で定める額を、毎月、負担しなければならない。

（団体信用生命保険等）

第22条 組合員は、教育貸付け、住宅貸付け又は住宅災害貸付けを受けるに当たっては、組合が契約している団体信用生命保険及び債務返済支援特約付精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険（以下「団体信用生命保険等」という。）

の適用を受けることができる。

- 2 前項の規定により団体信用生命保険等の適用を受ける借受人は、毎年1回、団体信用生命保険等の保険料相当額のうち、その者が受けた貸付けの貸付金に係る保険料充当額として規則で定める額を、負担しなければならない。

第4節 住宅貸付け及び住宅災害貸付けの借受人の義務

(住宅の新築等に係る報告義務)

- 第23条** 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、住宅の新築等が完了したときは、直ちに、その旨を支部長に報告しなければならない。

(住宅建築義務)

- 第24条** 住宅貸付け又は住宅災害貸付けで住宅の敷地の購入又は借入れのみを貸付事由とするものの借受人は、貸付日から5年以内に当該敷地に住宅を建築しなければならない。ただし、支部長は、借受人が当該住宅の建築が困難となった旨を申し出た場合において、特別の事情があると認めるときは、貸付日から5年を経過した日の翌日から起算して5年を限度として、当該期限を延長することができる。

(行為の制限)

- 第25条** 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、当該貸付金の全額の償還を完了するまでの間において、当該貸付けに係る不動産について次に掲げる行為をしてはならない。ただし、支部長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 不動産の全部又は一部を他に貸し付けること。
- (2) 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること。
- (3) 不動産の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること。

第3章 特別貸付け

(貸付金の限度額)

- 第26条** 特別貸付けの貸付限度額は、申込人の給料月額に10分の3を乗じて得た額に貸付月の翌月から任期が終了するまでの間における月数(その月数が120月を超えるとき又は任期の定めのないときは120月。以下「残任期月数」という。)を乗じて得た額とする。ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円とする。

(準用)

- 第27条** 第6条、第2章(第7条、第10条第1項第2号及び第3号、第14条第3項及び第4項、第16条第2項第2号、第3項後段、第17条、第18条、第22条、第2章第4節を除く。)の規定は、特別貸付けについて、準用する。

第4章 高額医療貸付け及び出産貸付け

(貸付金の限度額)

- 第28条** 高額医療貸付け及び出産貸付けの貸付限度額は、それぞれ次に掲げる金額とする。

- (1) 高額医療貸付け 地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年9月8日政令

第352号。以下「施行令」という。)第23条の3の2に規定する高額療養費の額に相当する金額

(2) 出産貸付け 施行令第23条の4に規定する出産費等の額に相当する金額
(貸付金の額の単位)

第29条 高額医療貸付け及び出産貸付けの貸付金の額は、千円を単位とする。
(貸付金の利率)

第30条 高額医療貸付け及び出産貸付けは、無利息とする。
(貸付けの申込み)

第31条 任意継続組合員である申込人は、所属所長を経由せずに、支部長に貸付けの申込みを行うこととする。
(貸付けの審査)

第32条 支部長は、任意継続組合員である申込人に対し、貸付けを行わないと決定したとき又は申込金額よりも少ない貸付額を決定したときは、その理由を付して、所属所長を経由せずに申込人に通知するものとする。
(償還)

第33条 高額医療貸付け又は出産貸付けの借受人は、それぞれ高額療養費又は出産費等が支給されるときに当該支給される額により、貸付金の全額を償還しなければならない。
(償還金の払込み)

第34条 前条に規定する償還は、借受人に対し支給される高額療養費又は出産費等の額から貸付金の額に相当する金額を支部長が償還金として控除することにより、行うものとする。

2 前項の場合において、高額療養費又は出産費等として支給される額が貸付金の額に相当する金額に満たない場合は、当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額等の払戻しの金額から控除するものとし、なお残額がある場合は、その額を借受人が支部長に払い込むものとする。

(準用)

第35条 第11条、第12条(第1項第2号を除く。)及び第19条(第1号、第2号及び第4号を除く。)の規定は、高額医療貸付け及び出産貸付けについて、準用する。

第5章 雑則

(借受人の転出)

第36条 支部長は、借受人が他の支部へ転出したときは、直ちに転出先の支部長に通知しなければならない。

(他の共済組合からの転入に伴う貸付け)

第37条 支部長は、法に基づく他の共済組合又は国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)に基づく共済組合から法第112条第1項第4号又は国家公務員共済組合法第98条第5号の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合において、その者が当該貸付金を返済するための資金を必要とする

きは、規則で定めるところにより、貸付けを行うことができる。

(退職派遣者の採用に伴う貸付け)

第38条 支部長は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった組合員が、当該退職派遣者である間に規則で定める金融機関等から借り入れた資金を返済するための資金を必要とするときは、規則で定めるところにより、貸付けを行うことができる。

(規則の制定)

第39条 この規程に定めるもののほか、貸付けの実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(細則の制定)

第40条 この規程及び規則に定めるもののほか、支部において貸付けを実施するに当たり必要な細則は、支部長が定める。

2 支部長は、前項の規定により細則を定めたときは、その写しを理事長に送付しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成30年12月28日から実施し、同年1月1日から適用する。

2 この規程の実施の際、現に全部改正前の公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定。以下「改正前の規程」という。）の規定により貸付けを受けている者の貸付金の取扱いについては、なお、従前の例による。

3 第10条の規定は、改正前の規程に基づき貸し付けた貸付けの適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用する。

4 前項の規定により第10条の規定を適用する場合において、同号の規定による利率が期間一月につき附則別表に定める率を超えるときは、附則別表に定める率とする。

5 前項に定めるもののほか、この規程の実施に伴い必要な経過措置その他必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年3月25日）

この改正は、令和4年7月1日から実施する。

附則別表

種 別	率
第10条第1項第1号	0.3716%
第10条第1項第2号	0.31%
第10条第1項第3号	0.35%